

令和3年開成町議会 11月第2回臨時会議 会議録（第1号）

令和3年11月30日（火曜日）

○議事日程

令和3年11月30日（火） 午前9時30分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・議案第50号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 3・議案第51号 令和3年度開成町一般会計補正予算（第6号）

○本日の会議に付議した事件

議事日程と同じ

○出席議員（11名）

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 前田せつよ
6番 星野洋一	7番 井上三史
8番 山本研一	9番 石田史行
10番 井上慎司	11番 湯川洋治
12番 吉田敏郎	

○説明のため出席した者

町長	府川裕一	副町長	加藤一男
教育長	井上義文	企画総務部長	小宮好徳
市民福祉部長	亀井知之	総務課長	中戸川進二
市民福祉部参考人	渡邊雅彦	育て健康課長	田中美津子
兼福祉介護課長	井上新	教育委員会事務局参事	遠藤孝一
都市市経済部長			
兼環境上下水道課長			
学校教育課長	岩本浩二		

○議会事務局

事務局長 田中栄之書

記 佐藤久子

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年11月第2回臨時会議を開催いたします。

午前9時30分 開議

○議長（吉田敏郎）

11月第2回臨時会議の議事日程につきましては、本日開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、11月第2回臨時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

なお、本臨時会議においては新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用と、着座での発言を許可しております。

それでは直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、4番、前田せつよ議員、6番、星野洋一議員の両名を指名します。

日程第2 議案第50号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の期末手当の額を改定したいので、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第50号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、開成町長、府川裕一。

条例改正の概要について、御説明申し上げます。議案の最後のページになりますけども、4ページ目に添付してあります参考資料を御覧いただきたいと思います。給与改定の概要でございます。

1番目の令和3年人事院勧告の概要等を御覧ください。

人事院は、国会及び内閣に対して8月10日に職員給与について勧告・報告を実施してございます。本年の給与勧告の内容でございますが、月例給については民間給与との較差が極めて小さいことから改正は行わないこと、特別給については民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、年間で4.30月分とすること、になってございます。

神奈川県人事委員会も、民間給与の調査結果を踏まえ、人事院勧告と同様の勧告を10月14日に県議会及び県知事に対して実施しております。

特別給の改定内容については、職員・再任用職員それぞれ表に記載のとおりとなってございます。職員については、令和3年度の12月期の期末手当の支給月数を、現行の1.275月分から0.15月分引き下げ1.125月分とし、令和4年度においては引下げ分を6月期・12月期に均等に配分するため、6月期・12月期共に1.20月分とすることとしてございます。再任用職員については、令和3年度の12月期の期末手当の支給月数を現行の0.725月分から0.1月分引き下げ0.625月分とし、令和4年度においては引下げ分を6月期・12月期に均等に配分するため、6月期・12月期共に0.675月分とすることとしてございます。

2番目の国家公務員の給与改定を御覧いただきたいと思います。

政府は勧告どおり、期末手当の支給月数を引き下げるのこととし、11月24日の閣議において決定してございます。ただし、国会日程を踏まえ、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整することとしてございます。

資料にはございませんけれども、神奈川県は神奈川県人事委員会の勧告どおりに職員の令和3年12月期の特別給を改定することとし、11月25日に県議会において条例改正案が可決されてございます。また、近隣市町も含め、県内の全ての市町村において、県と同様に令和3年12月期の特別給から給与改定を実施する方針であることを確認してございます。

当町の対応を御覧いただきたいと思います。

当町におきましても、均衡の原則及び情勢適応の原則にのっとり、これまでも人事院勧告と同様の給与改定を行ってございます。本年の給与改定においても、人事院勧告どおり、期末手当の支給月数を職員は0.15月分、再任用職員は0.1月分それぞれ引き下げる改定を行うため、関係条例の一部改正案を提案するものでございます。給与改定の実施時期につきましては、条例の公布の日としております。今回の給与改定の影響額でございますけれども、約627万円。期末手当の支給対象職員1人当たりでは4万9,000円の減額となってございます。

それでは、2ページにお戻りいただきて、条例案を御覧いただきたいと思います。

開成町条例第 号。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条は開成町職員の給与に関する条例の一部改正。こちらは今年度分の改正でございます。

第1条、開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

職員の期末手当の支給月数を定めております条例第16条第2項中、100分の127.5を100分の112.5に、再任用職員の期末手当については、「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」にそれぞれ改めるものでございます。

第2条になります。開成町職員の給与に関する条例の一部改正。こちらは次年度以降分の改正でございます。

第2条、開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

令和4年度以降の期末手当の支給月数を6月・12月に均等に配分するため、第16条第2項中、第1条の改正によって100分の112.5としたものを、改めて100分の120に改正するものでございます。

次ページを御覧いただきたいと思います。再任用職員についても同様に、令和4年度以降の期末手当の支給月数を6月・12月に均等に配分するため、「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」にそれぞれ改めるものでございます。

附則でございます。この条例の規定のうち、第1条は公布の日から、第2条は令和4年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第50号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 議案第51号 令和3年度開成町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

企画総務部長兼財務課長。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

それでは議案を朗読いたします。

議案第51号 令和3年度開成町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度開成町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,634万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億9,025万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和3年1月30日提出、開成町長、府川裕一。

今回の一般会計補正予算（第6号）の概要等について御説明させていただきます。今回の補正予算では国の新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、0歳から高校3年生までを対象とする子供1人当たり5万円の現金給付に伴う経費、及び文命中学校大規模改修工事費について補正予算（第6号）を編成させていただいたところでございます。

それでは4ページを御覧いただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正になります。

歳入になります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正額1億6,395万円。2項国庫補助金、補正額239万7,000円。補正額の合計額は1億6,634万7,000円でございます。

歳出になります。2款総務費から13款予備費まで、補正額は同額の1億6,634万7,000円となります。

歳入歳出とも合計額は72億9,025万円となります。

補正予算の詳細を、歳入歳出事項別明細書により御説明させていただきます。1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳入になります。

○子育て健康課長（田中美津子）

歳入の説明に入る前に、今回の補正予算について、説明させていただきます。

先ほど企画総務部長より説明ございました、令和3年1月19日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の閣議決定によりまして、児童手当を給付する世帯及び高校3年生までを養育している世帯を対象に、1人当たり5万円の現金を迅速に給付すること、とされました。この決定に基づき、町では国庫補助を受けて、児童1人当たり5万円の給付を支給するものでございます。特に、児童手当受給対象となる児童には、年内の支給を目指すことを国から要請されていることから、今回補正予算を計上するものでございます。

それでは説明に入ります。2歳入。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、説明欄、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費負担金1億6,395万円。負担率は10分の10です。

次に、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金、説明欄、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金239万7,000円。補助率は10分の10です。

○総務課長（中戸川進二）

続きまして、次のページをお開きください。3歳出になります。2款総務費、1項総務管理費、7目電算管理費、説明欄、電算システム管理費、町村情報システム共同事業組合負担金104万円の増額でございます。こちらは令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を実施するに当たり、帳票類のアウトソーシングやシステム改修等を実施する必要があるため、当該システムを管理・運用する町村情報システム共同事業組合への負担金を増額するものでございます。

○子育て健康課長（田中美津子）

続いて、3款民生費、2項児童福祉費、6目令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付関係費、説明欄、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付関係費1億6,530万7,000円。

予算内訳は、会計年度任用職員報酬53万9,000円、職員手当10万円、費用弁償1万円、消耗品費5万4,000円、通信運搬費35万2,000円、手数料24万2,000円、通知書発送業務委託料2万2,000円、事務機器等保守業務委託料3万8,000円、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金1億6,395万円。

給付金額につきましては、児童1人当たり5万円として、3,279人を計画してございます。

○学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、9款教育費、4項中学校費、1目学校管理費、施設整備事業費、文命中学校大規模改修工事費1,786万9,000円でございます。この度の工事内容の変更につきましては、老朽化等によりまして、故障や不具合が認められ、かつ生徒の安心・安全を担保するため、また施工を進めていく上で支障を来す箇所等について、必要な改修にかかる経費の増額をお願いするものでございます。

内訳といたしまして、まず防水改修工事として、一般教室棟の笠木に水切りの書き込みがなく、水が回る可能性があるため、ウレタン塗膜防水下地処理の実施、また太陽光パネル連結ディスク設置数量の不足による追加等 255万6,500円。次に高架水槽配管漏水改修工事といたしまして、一般教室棟屋上に既設の高架水槽が常時漏水していることが判明いたしました、屋上シート防水施工に支障が生じること、及び経年劣化により給排水管のラッキング腐食が激しいことに対する修繕 172万4,700円。次に、キュービクルフェンス改修工事としてキュービクルを囲うネットフェンスが破損しており、生徒の誤侵入等による感電事故等を防止するための修繕 57万2,800円。次に、放送室空調改修工事として、老朽化に伴います放送室のエアコンの更新及び換気機器設置 41万400円。体育館外壁改修工事といたしまして、当初の工事内容には含んでおりませんでしたけれども、体育館におきましても老朽化による多数の外壁のクラックや雨漏り等の発生が確認されており、校舎側と同様にアスベスト対策も必要と考えます。また、足場材や使用材料等が本工事と共に通するものが多く、経費等の削減効果も見込まれ、近い将来における補修工事の必要性を考慮すると今回が効果的な施工機会であると捉え、1,579万円を計上させていただきます。

今申し上げました工事費に、内容変更に伴う経費増額分 257万660円を加えまして、工事金額の合計は 2,362万5,060円となります。あわせまして、アスベスト除去作業にかかる工事費として、本年9月の補正予算（第3号）におきまして 2,050万1,591円の増額をお認めいただきましたが、本体工事の流れにおける速やかな対応を図ることを最優先に考え、当初設計額を最大の金額で計上させていただいたため、738万870円の執行残額が生じてございます。これを改修工事経費と相殺いたしまして、消費税を含む増額分として 1,786万8,609円の補正予算額となってございます。本補正後の工事金額は、これまでの 1億6,009万1,591円から 1億7,796万200円となります。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

それでは 13 款予備費でございます。今回の補正による歳入歳出の差額を、予備費 1,786万9,000円の減により調整をさせていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3 番、武井議員。

○3 番（武井正広）

3 番、武井です。

一般会計の補正予算のほうの 5 万円給付に関してなんですが、先ほど児童手当の対象者に関しては年内に支給を目指すと、国も目指して町も目指すということなんですが、それ以外の児童手当の対象外、もしくは高校生というのはいつを目指してこれからやられるんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの武井議員の御質問にお答えいたします。

現児童手当の対象者以外の高校生を対象にはいつ、というところで御質問でございますけれども、現在詳細のスキームのほうがまだ国の方から降りてきてございませんので、国といたしましては来年の春ということで大まかに指示が来ているところでございますけれども、詳しいQ&A等確認しながら事務を進めていく準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第51号 令和3年度開成町一般会計補正予算（第6号）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。それでは採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上をもちまして、本11月第2回臨時会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これにて散会をいたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午前9時53分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員